

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute、通称を京都観念学院という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市左京区に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、マルク＝アンリ・デロッシュ氏とその研究室が研究・開発したマインドフルネスのプログラムを、学校や企業の人材育成の場で実践するとともに、広く市民を対象にマインドフルネスの普及啓発を行うことにより、市民の健康や生き生きとした社会活動を支援し、誰もが自己の可能性を最大限に発揮し、持続的に発展する活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) 観光の振興を図る活動
- 4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 5) 子どもの健全育成を図る活動
- 6) 情報化社会の発展を図る活動
- 7) 科学技術の振興を図る活動
- 8) 経済活動の活性化を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 企業などでのマインドフルネス研修及びコンサルティング事業
- ② 学校でのマインドフルネス教育事業
- ③ マインドフルネスやそれに関連する日本文化を活用した文化観光推進事業
- ④ 一般市民を対象としたマインドフルネスのセミナー・ワークショップ事業
- ⑤ 実践と研究を繋げる交流・ネットワーク支援事業
- ⑥ マインドフルネスとその関連する実践を提供するためのプロダクトの研究・開発事業
- ⑦ マインドフルネス人材の養成・育成事業
- ⑧ マインドフルネスアプリなどコンテンツ販売事業
- ⑨ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- 1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面を持って本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 退会届を提出したとき。

- 2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- 3) 会員の所在が不明となり、当法人からの連絡が取れない状態が2年以上継続したとき。
- 4) 除名されたとき。

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) この定款等に違反したとき。
- 2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定員)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- 1) 理事3人以上
  - 2) 監事1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはなってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、副代表理事がその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - 1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- 2) この法人の財産の状況を監査すること。
- 3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- 4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- 5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- 2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 定款の変更
- 2) 解散
- 3) 合併
- 4) 事業報告及び活動決算

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- 2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面を持って召集の請求があったとき。
- 3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から召集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第23条第2項第1号及び2号の規定による請求があったとき、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることをできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
  - 2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法を使用した表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - 3) 審議事項
  - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- 1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - 2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - 3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - 4) 議事録の作成に係る職務を行なった者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事を持って構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会に付議すべき事項
- 2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- 3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- 4) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- 5) 入会金及び会費の額
- 6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期的借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- 7) 事務局の組織及び運営
- 8) その他運営に関する重要事項
- 9) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1) 代表理事が必要と認めたとき。
- 2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3) 第14条第5項第5号に規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条 理事会の議長は、代表理事もしくは副代表理事がこれにあたる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通達された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1) 日時及び場所
  - 2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - 3) 審議事項
  - 4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - 5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものを持って構成する。

- 1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- 2) 入会金及び会費
- 3) 寄付金品
- 4) 財産から生じうる収益
- 5) 事業に伴う収益
- 6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)



第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じた収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算を持って定めるもののほか、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1) 総会の決議
- 2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 3) 正会員の欠亡
- 4) 合併
- 5) 破産手続き開始の決定
- 6) 所轄庁による設立の認証取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。  
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、法人のホームページに掲載しておこなう（法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告含む）。ただし、法令により公告の方法が官報と規定されている事項については官報に掲載しておこなう。

## 第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、代表理事がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 楠本亮太郎

副代表理事 マルク＝アンリ・デロッシュ

理事 河合江理子

監事 松本憲二

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- 1) 正会員入会金 0円  
正会員会費 0円（1年間分）
  - 2) 賛助会員入会金 0円  
賛助会員会費 1口3,000円（1年間分）

## 役 員 名 簿

特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute

| 役職名   | 氏 名           | 住 所 又 は 居 所 | 報酬の有無 |
|-------|---------------|-------------|-------|
| 代表理事  | 楠本亮太郎         |             | 無     |
| 副代表理事 | マルク＝アンリ・デロッシュ |             | 無     |
| 理事    | 河合江理子         |             | 無     |
| 監事    | 松本憲二          |             | 無     |

(備考)

- 1 「氏名」, 「住所又は居所」, 「報酬の有無」は, 全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」, 「住所又は居所」の欄には, 京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面(住民票等)によって証された氏名, 住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には, 定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」, 報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は, 3分の1以下でなければならない(法第2条第2項第1号ロ)。

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

Kyoto Mindfulness Institute のビジョンは、より智慧深く慈悲深い人類文明の実現です。このような発展は、人類の自己破壊を回避し、生存・繁栄を確保するために必要であると我々は想定しています。この変革は、個人及び社会的意識のレベルにおいて生起すべきものであり、心理的苦痛の最も深い根源、特にデジタル・AI時代の中核的特徴である「認知の危機」（注意散漫を含む）に対処するものでなければなりません。我々は、自己認識と他者への思いやりの心に関連するマインドフルネスの概念が、この状況において最も適切であると考えています。もともと東洋の概念である「マインドフルネス」（パーリ語 sati；漢語 念）は、近年、特にストレスの生理学やうつ病・不安症の認知心理学を通して、科学と段階的に統合されるようになり、「心の在り方」として、記憶力、判断力、注意力といった認知的実行機能と密接に関連するライフスキルとして定義できます。我々は、京都大学大学院総合生存学館のマルク＝アンリ・デロッシュ准教授が主宰する研究会によって研究・開発されたマインドフルネスの実践と教育方法を企業や学校現場などの様々な立場の人々に提供することで、個々人の認知機能、心の平静、困難への対応力、そして明確な意思と志を支え、社会的な変革を促していきます。収益事業と収益以外の活動双方を行うことで、より持続的に多くの人々がマインドフルネスに触れる機会を増やしていきます。

今まで研究会としてもオックスフォードマインドフルネス財団と提携し実践的活動を行ってまいりましたが、研究の社会実践をより継続的かつ安定的に実施し、「認知の危機」という社会的課題を解決するために、法人格の取得が必要不可欠であると考え、本法人の設立を決意しました。

### 2 申請に至るまでの経過

2023年04月24日 特定非営利活動法人の設立を構想

2024年09月17日 オックスフォードマインドフルネス財団と第1回プログラムを共催（翌年同時期2回目開催）

2025年12月11日 発起人会議

2026年05月17日 設立総会

2026年 5月 29日

特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute

設立代表者 住所又居所

氏名 楠本亮太郎

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 2027 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。
- ・ 本年度は、来年度以降に本格的に事業を増やしていくための期間として、マインドフルネスの紹介やプログラムをシェアオフィスや大学、企業の研修などとして試験的に実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載<br>した事業)           | 具体的な事業内容                                           | (A) 当該事業の<br>実施予定日時<br>(B) 当該事業の<br>実施予定場所<br>(C) 従事者の<br>予定人数 | (D) 受益対象<br>者の範囲<br>(E) 予定人数       | 事業費の<br>予算額<br>(単位: 千円) |
|----------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| 企業などでの<br>研修及びコン<br>サルティング<br>事業 | 企業内での研修として、テー<br>ラーメードされたマインドフ<br>ルネスのプログラムを提供     | (A) 2026 年<br>11 月頃<br>(B) 社内施設、オ<br>ンライン<br>(C) 3 人           | (D) 企業内マ<br>ネジメン<br>ト層<br>(E) 40 人 | 1500                    |
| 学校での教育<br>事業                     | 京都大学にて、京都の学生・<br>教職員向けにマインドフル<br>ネスのワークショップを提<br>供 | (A) 年 2 回<br>(B) 京都大学清風<br>荘<br>(C) 3 人                        | (D) 京都在住<br>学生・教<br>職員<br>(E) 40 人 | 50                      |
| 文化観光推進<br>事業                     | 日本文化に関心があり、知見<br>が深い観光客に対して、ツ<br>アープランの作成          | (A) 設立～2027 年<br>3 月にかけて<br>(B) 法人事務所<br>(C) 3 人               | (D) 観光客<br>(E) 5 人                 | 200                     |

|                                        |                                       |                                 |                            |     |
|----------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----|
| 一般市民を対象としたマインドフルネスのセミナー・ワークショップ事業      | 大手町のシェアオフィスにて、マインドフルネスを紹介するワークショップを開催 | (A)年3回<br>(B)大手町ビルディング<br>(C)2人 | (D) 東京都内のビジネスマン<br>(E)100人 | 100 |
| 実践と研究を繋げる交流・ネットワーク支援事業                 | 今年度は実施予定なし。                           |                                 |                            |     |
| マインドフルネスとその関連する実践を提供するためのプロダクトの研究・開発事業 | 今年度は実施予定なし。                           |                                 |                            |     |
| マインドフルネス人材の養成・育成事業                     | 今年度は実施予定なし。                           |                                 |                            |     |
| 物販・コンテンツ販売事業                           | 今年度は実施予定なし。                           |                                 |                            |     |
| その他この法人の目的を達成するために必要な事業                | 今年度は実施予定なし。                           |                                 |                            |     |



# 2027 年度の事業計画書

2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute

## 1 事業実施の方針

- ・ 2027 年度は、前年に行った事業を継続するとともに、学校におけるプログラムの導入などを行う。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名<br>(定款に記載した事業)               | 具体的な事業内容                                       | (A) 当該事業の<br>実施予定日時<br>(B) 当該事業の<br>実施予定場所<br>(C) 従事者の<br>予定人数 | (D) 受益対象<br>者の範囲<br>(E) 予定人数           | 事業費の<br>予算額<br>(単位: 千円) |
|----------------------------------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------|-------------------------|
| 企業などでの<br>研修及びコ<br>ンサルティ<br>ング事業 | 企業内での研修として、テー<br>ラーメードされたマインドフ<br>ルネスのプログラムを提供 | (A) 2027 年<br>11 月頃<br>(B) 社内施設、オ<br>ンライン<br>(C) 3 人           | (D) 企業内マ<br>ネジメン<br>ト層<br>(E) 40 人     | 1500                    |
| 学校での教育<br>事業                     | 京都大学にて、京都の学生・<br>教職員向けにマインドフル<br>ネスのワークショップを提供 | (A) 年 2 回<br>(B) 京都大学清風<br>荘<br>(C) 3 人                        | (D) 京都在住<br>学生・教<br>職員<br><br>(E) 40 人 | 50                      |
| 学校での教育<br>事業                     | 東京都内の学校の学生・教職<br>員に対してマインドフルネス<br>のワークショップを提供  | (A) 年 2 回<br>(B) 各学校施設<br>内・オンライ<br>ン<br>(C) 2 人               | (D) 学生・教<br>職員<br>(E) 40 人             | 50                      |
| 文化観光推進<br>事業                     | 日本文化に関心があり、知見<br>が深い観光客に対して、ツ<br>アープランの作成      | (A) 2027 年 5 月ご<br>ろ<br>(B) 京都等の文化<br>遺産や名所<br>(C) 3 人         | (D) 観光客<br>(E) 5 人                     | 300                     |

|                                        |                                       |                                 |                           |     |
|----------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------|-----|
| 一般市民を対象としたマインドフルネスのセミナー・ワークショップ事業      | 大手町のシェアオフィスにて、マインドフルネスを紹介するワークショップを開催 | (A)年3回<br>(B)大手町ビルディング<br>(C)2人 | (D)東京都内のビジネスマン<br>(E)100人 | 100 |
| 実践と研究を繋げる交流・ネットワーク支援事業                 |                                       |                                 |                           |     |
| マインドフルネスとその関連する実践を提供するためのプロダクトの研究・開発事業 |                                       |                                 |                           |     |
| マインドフルネス人材の養成・育成事業                     |                                       |                                 |                           |     |
| 物販・コンテンツ販売事業                           |                                       |                                 |                           |     |
| その他この法人の目的を達成するために必要な事業                |                                       |                                 |                           |     |

設立・定款変更用

設立当初の事業年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute

(単位：円)

| 科 目                             | 金 額       | 小計・合計     |
|---------------------------------|-----------|-----------|
| <b>【A】 経 常 収 益</b>              |           |           |
| 1 受取会費                          |           | 0         |
| 正会員受取会費                         | 0         |           |
| 賛助会員受取会費                        | 0         |           |
| 2 受取寄附金                         |           | 100,000   |
| 受取寄附金                           | 100,000   |           |
| 施設等受入評価益                        |           |           |
| 3 受取助成金等                        |           | 0         |
| 受取補助金                           | 0         |           |
| 4 事業収益                          |           | 3,000,000 |
| 企業等での研修事業収益                     | 3,000,000 |           |
| 5 その他の収益                        |           | 0         |
| 受取利息                            | 0         |           |
| 経 常 収 益 計                       |           | 3,100,000 |
| <b>【B】 経 常 費 用</b>              |           |           |
| 1 事業費                           |           |           |
| (1) 人件費                         |           | 1,170,000 |
| 給料手当                            | 1,170,000 |           |
| 役員報酬                            |           |           |
| 退職給付費用                          |           |           |
| 福利厚生費                           |           |           |
| (2) その他経費                       |           | 680,000   |
| 会議費                             | 300,000   |           |
| 旅費交通費                           | 350,000   |           |
| 施設等評価費用                         |           |           |
| 減価償却費                           |           |           |
| 印刷製本費                           | 30,000    |           |
| 事業費計                            |           | 1,850,000 |
| 2 管理費                           |           |           |
| (1) 人件費                         |           | 0         |
| 役員報酬                            |           |           |
| 給料手当                            |           |           |
| 退職給付費用                          |           |           |
| 福利厚生費                           |           |           |
| (2) その他経費                       |           | 40,000    |
| 消耗品費                            | 20,000    |           |
| 水道光熱費                           |           |           |
| 通信運搬費                           | 20,000    |           |
| 地代家賃                            |           |           |
| 旅費交通費                           |           |           |
| 減価償却費                           |           |           |
| 管理費計                            |           | 40,000    |
| 経 常 費 用 計                       |           | 1,890,000 |
| 当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①       |           | 1,210,000 |
| <b>【C】 経 常 外 収 益</b>            |           |           |
| 固定資産売却益                         |           |           |
| 過年度損益修正益                        |           |           |
| 経 常 外 収 益 計                     |           | 0         |
| <b>【D】 経 常 外 費 用</b>            |           |           |
| 固定資産売却損                         |           |           |
| 災害損失                            |           |           |
| 過年度損益修正損                        |           |           |
| 経 常 外 費 用 計                     |           | 0         |
| 当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②     |           | 0         |
| 税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③ |           | 1,210,000 |
| 法人税、住民税及び事業税・・・④                |           | 266,200   |
| 前期繰越正味財産額・・・⑤                   |           | 0         |
| 設 立 時 正 味 財 産 額 ③－④+⑤           |           | 943,800   |

2027年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人 Kyoto Mindfulness Institute

(単位: 円)

| 科 目                                                           | 金 額                          | 小計・合計     |
|---------------------------------------------------------------|------------------------------|-----------|
| <b>【A】 経 常 収 益</b>                                            |                              |           |
| 1 受取会費<br>正会員受取会費<br>賛助会員受取会費                                 | 0<br>0                       | 0         |
| 2 受取寄附金<br>受取寄附金<br>施設等受入評価益                                  | 100,000                      | 100,000   |
| 3 受取助成金等<br>受取補助金                                             | 0                            | 0         |
| 4 事業収益<br>企業等での研修事業収益<br>文化観光推進事業収益                           | 3,000,000<br>1,000,000       | 4,000,000 |
| 5 その他の収益<br>受取利息                                              | 0                            | 0         |
| <b>経 常 収 益 計</b>                                              |                              | 4,100,000 |
| <b>【B】 経 常 費 用</b>                                            |                              |           |
| 1 事業費                                                         |                              |           |
| (1) 人件費<br>給料手当<br>役員報酬<br>退職給付費用<br>福利厚生費                    | 1,370,000                    | 1,370,000 |
| (2) その他経費<br>会議費<br>旅費交通費<br>施設等評価費用<br>減価償却費<br>印刷製本費        | 200,000<br>400,000<br>30,000 | 630,000   |
| <b>事業費計</b>                                                   |                              | 2,000,000 |
| 2 管理費                                                         |                              |           |
| (1) 人件費<br>役員報酬<br>給料手当<br>退職給付費用<br>福利厚生費                    |                              | 0         |
| (2) その他経費<br>消耗品費<br>水道光熱費<br>通信運搬費<br>地代家賃<br>旅費交通費<br>減価償却費 | 20,000<br>20,000             | 40,000    |
| <b>管理費計</b>                                                   |                              | 40,000    |
| <b>経 常 費 用 計</b>                                              |                              | 2,040,000 |
| <b>当期 経 常 増 減 額 【A】 - 【B】 . . . ①</b>                         |                              | 2,060,000 |
| <b>【C】 経 常 外 収 益</b>                                          |                              |           |
| 固定資産売却益<br>過年度損益修正益                                           |                              |           |
| <b>経 常 外 収 益 計</b>                                            |                              | 0         |
| <b>【D】 経 常 外 費 用</b>                                          |                              |           |
| 固定資産売却損<br>災害損失<br>過年度損益修正損                                   |                              |           |
| <b>経 常 外 費 用 計</b>                                            |                              | 0         |
| <b>当期 経 常 外 増 減 額 【C】 - 【D】 . . . ②</b>                       |                              | 0         |
| <b>税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+② . . . ③</b>                    |                              | 2,060,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 . . . ④                                          |                              | 409,200   |
| 前期繰越正味財産額 . . . ⑤                                             |                              | 943,800   |
| <b>次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③-④+⑤</b>                                |                              | 2,594,600 |